

## 海外募集型企画旅行条件

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

### 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社 DMC トラベル（福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7105 番地 観光庁長官登録旅行業第 2186 号）（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って輸送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 募集型企画旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、パンフレット、ホームページ、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

### 2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に必要事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。旅行契約は、当社らが予約を承諾し、申込書と申込金を受理した時に成立するものとします。お申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部に充当します。なお、旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回された場合には、お預かりした申込金を全額払い戻します。

お申込金
旅行代金の 20%

- (2) 当社らは電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らは、お申込みはなかったものとして取り扱います。

#### 1) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- a. 当社らは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取り扱い特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- b. 通信契約のお申込みに際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

- c. 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
  - d. 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (3) 旅行申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の交替の場合に準じ、第11項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第12項の当社所定の取消料をいただきます。

### 3. お申込み条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。(一部語学研修ツアーなどを除く)。
- (2) お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態となったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様ご負担となります。
- (3) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (4) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (5) 旅行開始日に80歳以上の方、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (6) 当社らは、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断り、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。
- (7) お客様が下記1)～3)のいずれかに該当した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
  - 1) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - 2) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - 3) お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

#### 4. 契約書面と確定書面（最終旅行日程表）について

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付いたします。なお契約書面は、パンフレット、ホームページ、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項（1）の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した確定書面（最終旅行日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースは旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。）但し、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。なお、確定書面交付前であっても、問い合わせいただければ手配状況をご案内いたします。

#### 5. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金からお申込金を差し引いた金額を旅行開始日の21日前（以下「基準日」といいます。）までにお支払いください。
- (2) 基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

#### 6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光料金（入場料）旅行取扱い費用、消費税等諸税、団体行動中の心付け
- (2) 航空機での受託手荷物運搬料金  
航空会社による無料手荷物許容量内の手荷物運搬料金（利用航空会社および、クラスや方面によって異なりますので詳しくは利用航空会社にお尋ねください。また、航空会社の受託手荷物有料化に伴い一部含まれない場合があります）  
なお、手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。現地での手荷物の運搬料金については、一部の空港、駅、港、ホテル等でポーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。（一部コースにおいては、現地での手荷物運搬料金は含まれておりません）
- (3) 添乗員付コースの添乗員同行費用

上記の（1）～（3）の費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

#### 7. 旅行代金に含まれないもの

第6項以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
- (2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、ホテルやレストラン従業員等へのチップ、電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税（特別地方消費税等）・サービス料
- (3) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金等

- (4) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の 入場料金・交通費
- (5) 1人部屋を使用される場合の追加料金
- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）
- (7) 渡航手続関係諸経費（旅券印紙・証紙料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等。）
- (8) 国際観光旅客税及び本邦内の空港を利用する場合の空港施設使用料等
- (9) 本邦外の空港税・出国税及びこれに類する諸税
- (10) 運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)(但し、旅行代金に含まれる旨、別途表示している場合を除きます。)
- (11) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (12) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

## 8. 旅券・査証について

- (1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

## 9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、運送機関の遅延等、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

## 10. 旅行代金の変更

当社らは旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 当社らは旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂された場合、その改訂差額に応じて旅行代金を増額又は減額いたします。ただし、旅行代金を増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 第9項により旅行内容が変更となり、旅行実施に要する費用が増加又は減少した場合、その変更差額に応じて旅行代金を増額又は減額いたします。ただし、次の場合は除きます。
  - 1) 当該変更により提供されなかった旅行サービスに関して、取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用が生じる場合
  - 2) サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによりやむを得ず変更が生じた場合

- (3) 当社らは、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ、パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として11,000円（消費税込）をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。また利用運送機関・宿泊機関・観光施設等の再予約に伴い追加費用が発生する場合、その金額を請求する場合があります。）

また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関・観光施設等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 12. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しされる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

### A：本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する旅行の取消料

取消お申し出日	取消料
(1) 旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降 (2)～(3)を除く	旅行代金の10%
(2) 旅行開始の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降 (3)～(4)を除く	旅行代金の20%
(3) 旅行開始日の前々日以降の解除 (4)を除く	旅行代金の50%
(4) 旅行開始日後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注：「ピーク時」とは、旅行開始日が12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、及び7月20日から8月31日までをいいます。

### B：貸切航空機（チャーター機）等を利用する旅行の取消料

取消お申し出日	取消料
(1) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降 (2)～(4)を除く	旅行代金の20%
(2) 旅行開始の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降 (3)～(4)を除く	旅行代金の50%
(3) 旅行開始の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降 (4)を除く	旅行代金の80%

(4) 旅行開始の前日から起算してさかのぼって 20 日目にあたる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
--	------------

C：本邦出国時又は帰国時に船舶を利用する旅行の取消料

当該船舶に係る取消料の規定によります。

- (2) 旅行代金が期日までに支払われないうちは、当社らは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料いただきます。
- (3) お客様のご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けません。

### 13. 旅行開始前の契約解除

#### (1) お客様の解除権

- 1) お客様は、第 12 項で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込みいただいた営業所の営業時間内にお受けします。
- 2) お客様は、次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
  - a. 旅行契約内容が変更された場合。ただし、その変更が第 19 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
  - b. 第 10 項 (1) に基づき、旅行代金が増額改定された場合。
  - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい場合。
  - d. 当社らがお客様に対し、第 4 項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかった場合。
  - e. 当社らの責に帰すべき事由により、ホームページ、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となった場合。
- 3) 当社らは、本項 (1) の 1) により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項 (1) の 2) により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻しいたします。

#### (2) 当社らの解除権

- 1) お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社らは旅行契約を解除することがあります。このときは、第 12 項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 2) 次の項目に該当する場合は、当社らは旅行契約を解除することがあります。
  - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになった場合。
  - b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められ場合。

- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められた場合。
  - d. お客様が第3項(7)1～3のいずれかに該当することが判明した場合。
  - e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めた場合。
  - f. お客様の人数がホームページ、パンフレット等に記載した最少催行人員に満たない場合。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目(第12項(1)のA表の注に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目)にあたる日より前に旅行中止の通知をいたします。
  - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい場合。
  - h. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社らがあらかじめ明示した旅行実施条件が成就しない場合、あるいはそのおそれが極めて大きい場合。
  - i. 上記g.の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合。ただし、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになるときは、第12項で定める取消料が必要となります。
- 3) 当社らは本項(2)の1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

## 14. 旅行開始後の契約解除

### (1) お客様の解除権

- 1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- 2) お客様の責に帰さない事由によりホームページ、パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- 3) 本項(1)の2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

### (2) 当社の解除権

- 1) 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
  - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められる場合。
  - b. お客様が第3項(7)1～3のいずれかに該当することが判明した場合。

- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。
  - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となった場合。
  - e. 上記 d. の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になった場合。
- 2) 解除の効果及び払い戻し
- 本項(2)の1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- 3) 本項(2)の1)のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- 4) 当社が本項(2)の1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとして扱います。

## 15. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第10項の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第13項から第14項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ、パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第17項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

## 16. 旅程管理

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められる場合には、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確保するために、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、当社は代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨に沿うよう努めます。又、旅行サービスの内容を変更する場合は、当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努め、契約内容の変更を最小限にとどめます。
- (3) 添乗員の同行の有無はホームページ、パンフレット等に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

## 17. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
  - 1) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 2) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 3) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - 4) 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - 5) 自由行動中の事故
  - 6) 食中毒
  - 7) 盗難
  - 8) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償いたします。

## 18. 特別補償

- (1) 当社は、第17項(1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(特別補償規程)で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いいたします。
- (2) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と第17項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はその金額の限度において、補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社旅行業約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

## 19. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし、次の1）、2）、3）に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。但し、当該変更について当社に第17項（1）の規定に基づく責任があることが明らかな場合にはこの限りではありません。
- 1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
  - b. 戦乱
  - c. 暴動
  - d. 官公署の命令
  - e. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- 2) 第13項及び第14項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更
- 3) ホームページ、パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項（1）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第17項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへ変更（変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0

5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0	2.0
9. 上記1～8に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 3又は4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 4又は6もしくは7に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注6 8に掲げる変更については、1から7までを適用せず、8によります。

注7 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

## 20. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、旅行サービスを円滑に受領するため、万一ホームページ、パンフレット等に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 21. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であり、また加害者から賠償を得られた場合であっても必ずしも十分なものと言えない場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

## 21. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際には、当該情報に関する書面をお渡しいたします。なお、契約後からご出発までの間に、新たに危険情報が出される場合がございます。当社では可能な限りその旨ご案内しますが、事情により行き届かない場合もございますので、ご出発前にお客様ご自身で最新情報を「外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>」にてご確認くださいませようお願いいたします。

## 22. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<https://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

## 23. その他

- (1) お客様の都合による便変更・延泊などの行程変更はできません。
- (2) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (3) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。また免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産物店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。また、税関手続きの状況、航空機の遅延などによる乗継時間の短縮などの理由により免税手続きができないことがあります。その場合でも当社はその責任を負いません。
- (4) 満 12 歳（中学生）以上は、大人料金となります。
- (5) 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに運行できない場合があります。
- (6) ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7) 本項 (5) の場合をはじめ、事故や悪天候をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なさせていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第 17 項(1)及び第 19 項(1)の責任を負いません。

(9) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(10) この旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

#### **24. 個人情報の取扱いについて**

当社の個人情報の取扱いにつきましては、下記 URL をご参照ください。

<https://dmc-travel.co.jp/privacy-policy/>

#### **25. 旅行条件・旅行代金の基準**

この旅行条件は 2025 年 11 月 5 日を基準としています。

旅行代金の基準日については、ホームページ、パンフレット等に明示した日となります。

制定年月日：2025 年 11 月 5 日